

イング総合計画株式会社
定 款

平成 28 年 8 月 22 日作成

イング総合計画株式会社 定款

第1章 総 則

【商号】

第1条 当社は、イング総合計画株式会社 と称する。

【目的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 建築設計・監理
- 2 インテリア設計・監理
- 3 酒類の醸造及び販売
- 4 レストランの経営
- 5 まちづくり及び地域活性化に関するコンサルティング業務
- 6 人材育成事業
- 7 教育事業に関する企画、調査、運営、受託及びコンサルティング業務
- 8 前各号に附帯する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を東京都杉並区に置く。

【公告方法】

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第5条 当社の発行可能株式総数は、320 株とする。

【株券の不発行】

第6条 当社は、株券を発行しないものとする。

【株式の譲渡制限】

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

【相続人等に対する株式の売渡請求】

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

【株主名簿記載事項の記載又は記録の請求】

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請

求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、会社法施行規則第 22 条第 1 項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

【質権の登録及び信託財産の表示】

第 10 条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

【手数料】

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

【株主の住所等の届出】

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

【基準日】

第 13 条 当会社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

【招集及び招集権者】

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 2 か月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より 3 日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

【議長】

第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

【決議の方法】

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

【議決権の代理行使】

第 17 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

【株主総会議事録】

第 18 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取 締 役

【員数】

第 19 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

【選任及び解任の方法】

第 20 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

【任期】

第 21 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

【社長及び代表取締役】

第22条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

【報酬等】

第23条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

【事業年度】

第24条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

【剰余金の配当等】

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主及び登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して支払う。

【剰余金の配当の除斥期間】

第26条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上、イング総合計画株式会社 の定款に相違ないとして、代表取締役がこれに記名押印する。

平成 28 年 8 月 22 日

代表取締役 齊 藤 俊 幸